(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子七六番八六から同町中山字大塚三六二番七まで	前	三六・二八～六六・八六	〇〇・〇六〇
	後	二一・一一～五二・三七	〇〇・〇六〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
いわき市平塩字出口三〇番一から同市平塩字塩向二一番一まで	前	一七・〇〇～三二・一〇〇	〇〇・一三〇
	後	一七・〇〇～三二・一〇〇	〇〇・一三〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	いわき市平塩字出口三〇番一から同市平塩字塩向二一番一まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岩手県下閉伊郡普代村第一六地割字天拝坂一八番四から久慈市新井田第四地割二九番九まで	前	A　一一・〇〇～七七・八〇	二六・三〇〇	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一一・〇〇～七七・八〇 B　一二・八〇～一七三・〇〇	二六・三〇〇 二五・〇〇〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福島県伊達郡国見町大字塚野目字下三本木一番一から同町大字藤田字一丁田二二番六まで	前	一五・一一～五六・一二	〇〇・八一二
	後	二六・八八～五六・一二	〇〇・八一二

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
鶴岡市熊出字仲台二七番三地内	前	七二・六〇～七四・五〇	〇〇・〇二五
	後	七三・七〇～八〇・三〇	〇〇・〇二五

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	鶴岡市熊出字仲台二七番三地内	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○東北地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
盛岡市上堂四丁目一一番三から同市厨川一丁目二七番二八まで	前	二〇・八〇～五六・〇〇	一・五四一
	後	一七・八〇～五六・〇〇	一・五四一

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所